

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

11年度の宅地の固定資産税評価・減額の方角へ

Q：平成11年度の固定資産税の宅地評価額が減額の方角で検討されていると聞いたのですが、どれくらい減額されるのでしょうか。

A：推計では10年度に比べ3.4%の下落となります。

【解説】

固定資産税の評価額は、従来では直前の評価替えをした基準年度（現在は平成9年度）から3年間据え置かれることになっていましたが、このところの大幅な地価の下落を考慮し、平成9年度の地方税法改正で、平成10年度又は11年度においても地価が下落している場合には、前年度の価格に修正を加えた評価額を用いることができるという特例措置が設けられ、平成10年度では、平成9年度に比べ宅地の評価額が3.4%引き下げられています。

10月に開かれた第2回の中央固定資産税評価審議会では、各自治体の平成11年度における固定資産税宅地評価額の修正等についての報告が行われました。

それによると、全市町村の55.5%にあたる1,793の自治体が、11年度の宅地にかかる固定資産税評価額の下落修正を行う見込みであることが明らかとなりました。11年度の宅地評価額は、全国ベースで見ると10年度比で3.4%の下落となる見込みです。

実際に評価額の引き下げが行われれば、多くの場所で平成10年度に比べ、平成11年度の宅地に係る固定資産税が低くなります。

